

議案第 38 号

専決処分について

財産の取得について、令和 2 年 7 月 31 日次のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 2 年 9 月 1 日提出

大牟田市長 関 好 孝

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

1 取得する財産

(1) 種類 大牟田市立学校学習用端末

(2) 数量 8, 260 台

2 取得の価格 384, 725, 000 円

3 取得の方法 随意契約

4 取得の相手方 福岡県大牟田市不知火町 1 丁目 3 番地の 10

株式会社有明ねっこむ

代表取締役 糸 永 一 平

提案理由

大牟田市立学校学習用端末を取得するに当たり、特に緊急を要し議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分したので、同条第 3 項の規定により、本案を提出する。